(案)

流 福 審 第 号 令和 7 年 1 0 月 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市福祉施策審議会会 長 鎌田 洋子

「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について (答申)

令和7年8月6日付け流健第797号で諮問のあったこのことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

記

「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえて、国及び県の計画の見直しに合わせた改定を行うことは必要であると判断します。

なお、改定に当たっては以下の点について、留意されるよう申し添え ます。

- 1 流山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定後は、計画の実行性を確保するため、新型インフルエンザ等対応マニュアルや事業継続計画(BCP)の見直しに取り組んでください。
- 2 感染症対策に関しては、平時からの備えが重要であるため、市職員等を対象とした訓練や研修等を実施し、感染症発生時に速やかに必要な人員を確保して対応することができる体制づくりを進めてください。
- 3 市民や地域への情報提供にあたっては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報が拡散されないよう、科学的根拠に基づく正確な情報を適切かつ繰り返し発信し、市民が適切に判断・行動できるよう努めてください。また、高齢者や障害者等の要配慮者にも適切に配慮し、必要な情報や支援が届くようにしてください。
- 4 次の感染症がいつ流行しても対応することができるよう、感染症対 策物資等の物品を継続的・計画的に確保してください。
- 5 千葉県や松戸保健所等の感染症対策の関係機関と連携し、感染者へ

- の適切な支援を行ってください。
- 6 感染症発生時においても要支援者への福祉サービス等の提供を止めることはできないため、福祉サービス事業者への適切な情報提供や支援を行ってください。